

呉市教育委員会議題
(令和5年12月21日定例会)

呉市教育委員会



令和5年12月21日

呉市教育委員会定例会日程

- 1 会期決定について
- 2 前回会議の報告
- 3 報告第34号 「呉市立中学校におけるいじめ問題等事案に関する調査報告書」の調査結果を受けた再発防止策に係る取組の実施状況について
- 4 報告第35号 呉市立呉高等学校の令和6年度入学者選抜実施要項について
- 5 報告第36号 専決処分について
- 6 教議第48号 請願書について
- 7 報告第37号 令和5年度教育費補正予算について
- 8 教議第49号 臨時代理の承認について（令和5年度教育費補正予算）
- 9 教議第50号 臨時代理の承認について（令和6年度教育費予算）

報告第34号

「呉市立中学校におけるいじめ問題等事案に関する調査報告書」の調査結果を受けた再発防止策に係る取組の実施状況について

再発防止策	内容	実施状況
	調査報告書及び再発防止策を教職員に配布するなどして周知した。	全校で実施済み
(1)ア	「いじめ対策に係る事例集（平成30年 文部科学省）」を活用するなどして、いじめの定義や認知について校内研修を実施し、いじめの積極的な認知につなげる。	全校で実施済み
(1)イ	学期に1度の「いじめアンケート調査」について、今後は、いじめの定義を分かりやすく示したアンケート用紙（教育委員会が作成）を使い、実施する。	全校で実施済み
(2)ア	悩みや困難を抱える児童生徒の早期発見に向け、第5学年以上の児童生徒を対象として、夏季休業明けに、呉市スクールカウンセラーが作成した「こころとからだのアンケート」及び全員面談を実施して児童生徒の心身の状態を把握するとともに、専門家等との連携を図りながら適切な支援に努める。	全校で実施済み
(2)イ	校内の生徒指導推進体制を整備し、児童生徒の状況把握や取組の方向性などに係る情報共有等を目的とした生徒指導部会や支援会議等を定期的に開催する。	全校で実施済み
(3)ア	ネットの特性や適切なコミュニケーション方法、情報のリスクなどの内容を盛り込んだ教材を配付し、情報モラルに係る授業等を実施する。	全校で実施済み
(4)ア	教育委員会が作成した教職員向けリーフレットを活用し、「命を大切にする教育」について周知する。また、担任（T1）及びスクールカウンセラー（T2）による授業や、道徳科や体育、保健体育など、各教科の授業において、命を大切にする教育との関連を図った授業づくりを進める。	全校で実施済み
(4)イ	9月10日から9月16日の1週間の自殺予防週間において、「教育長メッセージ」を発出するとともに、引き続き、児童生徒の目につきやすい場所に相談窓口のリーフレット等を掲示したり、各学校のホームページにも掲載したりするなどして、相談窓口を積極的に周知する。	全校で実施済み
(4)ウ	学校通信、ホームページ、スクールカウンセラーだより等により、スクールカウンセラーの役割や仕事の内容、活動の様子等を、児童生徒や保護者等に周知することを通して、児童生徒がスクールカウンセラーや地域の相談機関等の存在を認識し、相談にアクセスしやすい環境を作ることにより、校内の教育相談体制のさらなる充実を図り、教職員と児童生徒及び保護者との信頼関係の構築を図る。	全校で実施済み

呉市立呉高等学校の令和6年度入学者選抜実施要項について

1 選抜の定員・日程等

【一次選抜】定 員 160名

学力検査等 令和6年2月27日(火)

自己表現等 令和6年2月28日(水)

合格者発表 令和6年3月8日(金)13時30分

【二次選抜】定 員 一次選抜の合格者決定後に確定

自己表現等 令和6年3月18日(月)

合格者発表 令和6年3月19日(火)13時30分

2 令和6年度入学者選抜実施要項の主な変更点

(1) 自己表現カードの記入時間の短縮及び学力検査等時間割の変更

ア 自己表現カードの記入の時間を30分間から15分間に短縮した。

イ 自己表現カードの記入の時間の短縮に伴い、学力検査等時間割を変更した。

(2) 特色枠と一般枠の割合

合格者の割合を特色枠25%一般枠75%から、それぞれ50%とした。

(3) 新型コロナウイルス感染症の留意点をインフルエンザと同様とした。

(4) その他

ア 年度及び日程の更新

イ 記載内容明瞭化のための文言整理

令和6年度呉市立呉高等学校（全日制課程）入学者選抜一次選抜実施要項

〒737-0003 呉市阿賀中央五丁目13-56
電話(0823)72-5577 FAX(0823)74-3501
<https://www.city.kure.lg.jp/site/kurehighschool/>

1 選抜の趣旨

入学者の選抜は、「令和6年度呉市立呉高等学校入学者選抜の基本方針」及び「令和6年度広島県公立高等学校入学者選抜実施要項」に基づき、本校全日制課程における教育を受けるに足る能力・適性等を判定して行う。

2 課程、学科、定員及び通学区域

課程	学科	定員	通学区域
全日制	総合学科	160人	広島県一円

3 教育目標、育てたい生徒像、入学者受入方針及び教育課程

(1) 教育目標

地域課題の解決に貢献しようとする意識と、持続可能な社会の担い手として新たな価値を生み出す、心豊かでたくましい人材を育成します。

(2) 育てたい生徒像

当たり前のこと（挨拶・服装整齊・時間厳守・清掃等）を高いレベルで実現できる生徒

自身が定めた目標の実現に向けて不断の努力ができる生徒

「自立」と「自尊」の精神を備え、高い貢献の意識を有する生徒

(3) 入学者受入方針

「高き夢をいだけ そして 君が夢みた君になれ」という本校のスローガンと共に、学業はもとより、部活動や課外活動にも積極的に取り組むことのできる、バランスのとれた基礎学力を有する生徒を、呉市内外から受け入れます。

(4) 教育課程（教育課程の編成及び実施に関する方針、教育課程表）

大学・就職等への進路選択に必要な教科・科目を効率的に学習することができる。

興味・関心のある分野の教科・科目を重点的に学習することができる。

普通科の教科・科目と専門科目を進路目標に従って自由に選択して学習することができる。

＜令和6年度入学者教育課程表＞（予定）

1年次	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	
	現代の国語	音楽文化	歴史総合	数学I	数学A	化学基礎	体育	保健	音楽I	英語コミュニケーションI	論理・表現I	家庭基礎	情報I	家庭生活と人間																			
2年次	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	
	論理国語	地理総合	公民	体育	保健	英語コミュニケーションII																											
3年次	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	
	論理国語	体育																															

※ 教育課程は変更になる場合があります。

4 出願資格

次の(1)から(5)までのいずれかに該当する者が出願できる。

- (1) 中学校を卒業した者
- (2) 令和6年3月に中学校を卒業する見込みの者
- (3) 学校教育法施行規則（以下「施行規則」という。）第95条各号のいずれかに該当する者
- (4) 令和6年3月に施行規則第95条第1号又は第2号に規定する課程を修了する見込みの者
- (5) 日本国において、外国人学校の教育により9年の課程を令和6年3月31日までに修了又は修了する見込みの外国人で令和6年3月31日までに満15歳以上に達する者

5 出願

(1) 方式

志願者は、他の公立高等学校を併願することができない。また、帰国生徒及び外国人生徒等の特別入学に関する選抜、連携型中高一貫教育に関する選抜並びに特別支援学校高等部入学者選抜一次募集との併願もできない。

(2) 期間

ア 出願登録 (7) 志願者登録・中学校確認登録 令和6年1月24日（水）から2月5日（月）16時まで
(1) 高等学校確認登録 令和6年2月6日（火）から2月9日（金）正午まで

イ 志願変更 令和6年2月14日（水）から2月20日（火）正午まで

ウ 調査書等提出 令和6年2月14日（水）から2月21日（水）正午まで

出身中学校長が郵便により提出する場合には、簡易書留郵便により、2月20日（火）までに必着するよう提出すること。

(3) 手続

手続は、インターネット出願システムにより行う。詳細については、「インターネット出願の手引」を参照すること。

ア 出願登録

(7) 志願者

a 必要事項の入力

志願者は、(2)ア(7)の期間内に、インターネット出願システムで必要事項を入力し、出身中学校長の確認登録を受ける。ただし、中学校卒業後5年を超える者については、出身中学校長の確認登録を受けない。その場合においては、(2)ア(7)の期間内に、インターネット出願システムで必要事項を入力し、卒業証明書を本校校長に直接持参により提出すること。

b 入学者選抜料の納付

志願者は、2月20日（火）正午までに、入学者選抜料（2,200円）を納付する。なお、志願変更（イを参照）を行う場合には、志願変更先高等学校が確定した後、入学者選抜料を納付すること。

(4) 出身中学校長

a 確認登録

出身中学校長は、(2)ア(7)の期間内に、インターネット出願システムで確認登録を行う。なお、確認登録に当たっては、志願者の入力事

項目等に誤りがないことを確認すること。

b 入学者選抜料の納付の確認

出身中学校長は、2月20日(火)正午までに、志願者が入学者選抜料(2,200円)を納付していることをインターネット出願システムで確認する。

イ 志願変更

志願者は、1回に限り志願した高等学校、課程又は学科(普通科におけるコース及び同一学科内の学科を含む。)の志願変更を行うことができる。ただし、出願登録の取下げ後、当初志願した高等学校の同じ課程の同じ学科(普通科におけるコース及び同一学科内の学科を含む。)に再び出願することはできない。志願変更をする場合は、(2)イの期間内に、次により出願登録の取下げ及び再登録を行う。なお、中学校卒業後5年を超える者については、出身中学校長を経由せずに実行する。

(7) 志願者

a 志願変更願の提出

志願変更を希望する者は、志願変更願(様式第7号)に必要事項を記入し、出身中学校長に提出する。

b 入力事項の訂正

再登録をする者は、本校校長が確認解除をした後、インターネット出願システムで高等学校名等変更すべき箇所を訂正し、ア(7)の手続に準じて、出身中学校長の確認登録を受ける。

c 書類の訂正及び提出

再登録をする者は、出身中学校長を経由して返却された書類がある場合には、高等学校名等変更すべき箇所を訂正(朱書き)し、所定の期間内に、出身中学校長に提出する。

(8) 出身中学校長

a 志願変更願の提出

出身中学校長は、志願者から提出された志願変更願の記載事項に誤りがないことを確認の上、本校校長にこれを持参により提出する。

b 確認登録

出身中学校長は、ア(8)の手続に準じて、インターネット出願システムで確認登録を行う。

c 書類の返却及び提出

出身中学校長は、本校校長から返却された書類がある場合には、それを受け取り、志願変更をする者に返却する。また、志願者から提出された書類を所定の期間内に、志願変更先高等学校長に持参により提出する。

ウ 調査書等提出

出身中学校長は、次の①及び②の調査書等を作成し、(2)ウの期間内に、本校校長に持参又は簡易書留郵便により提出する。ただし、令和5年3月以前の卒業者については、②の書類は提出しなくてよい。

① 施行規則第78条の規定による志願者の調査書(様式第2号)

② 評定(成績評点)集計表(様式第3号)

エ 受検票の作成及び印刷

(7) 受検票の作成

本校校長は、(2)イの志願変更期限後に、インターネット出願システムで承認登録を行う。本校校長は、承認登録をした後、令和6年2月21日(水)正午までに受検番号の採番を行う。なお、入学者選抜料を納付しない場合は、志願を取り消したものとみなす。

(8) 受検票の印刷

志願者は、本校の受検番号の採番以降に、受検票をダウンロードし、印刷する。

オ 志願者数の公表

次の志願者数の公表を本校ホームページへの掲載により行う。

(7) 2月9日(金)正午現在の志願者数を同日15時に公表する。

(8) 2月14日(水)16時現在の志願者数を同日16時30分に、2月15日(木)16時現在の志願者数を同日16時30分に、2月16日(金)16時現在の志願者数を同日16時30分に、2月19日(月)16時現在の志願者数を同日16時30分に、2月20日(火)正午の志願者数を同日15時にそれぞれ公表する

6 選 抜

(1) 一般学力検査

ア 一般学力検査は、志願者全員に対して行う。

イ 一般学力検査の実施教科は、国語、社会、数学、理科及び外国語(英語)とする。

ウ 一般学力検査は、各教科50点満点とする。

(2) 自己表現

ア 自己表現は、志願者全員に対して行う。

イ 自己表現は、検査官1人当たり15点満点とする。

本校の自己表現の配点は、45点とする。

(3) 学校独自検査(面接)

ア 面接は、志願者全員に対して行う。

イ 面接の配点は、45点とする。

ウ 面接の評価項目は次のとおりとする。

志望理由等、規範意識・社会性

(4) 中学校過年度卒業の志願者の面接

中学校過年度卒業の志願者について、面接を実施する。

(5) 実施期日及び時間割等

2月27日(火)			2月28日(水)		2月29日(木)	
時限	時刻	検査教科等	検査等		検査等	
	8:40~9:00	集合・注意	自己表現及び面接	予備日 (自己表現及び面接)		
第1時限	9:10~10:00	国語				
第2時限	10:20~11:10	社会				
第3時限	11:30~12:20	数学				
第4時限	13:10~13:25	自己表現カードの記入				
第5時限	13:40~14:30	理科				
第6時限	14:50~15:40	英語				

※ 第1日の集合は各検査場とする。

※ 本校は、自己表現及び面接について、原則として、第2日(2月28日(水))に実施する。ただし、志願者数によっては、第3日(2月2

9日(木)にも実施する場合がある。自己表現及び面接の集合時刻は、2月26日(月)正午に本校ホームページに掲載する。

※ 学校独自検査の面接(5分)は、自己表現(10分)が終了した後、続けて実施する。また、中学校過年度卒業の志願者の面接は、自己表現(10分)が終了した後、続けて学校独自検査の面接と合わせて10分で実施する。

(6) 実施場所

本校

(7) 携行品

ア 学力検査時の検査場内への携行品

受検票のほかに、検査場内に各自の席に持込みができるものは、次の①から⑥の物品のみとする。

- ① 鉛筆、シャープペンシル
- ② 鉛筆削り
- ③ 消しゴム
- ④ 定規(分度器のついたものや三角定規は不可)
- ⑤ 時計(スマートウォッチ等の辞書や計算や端末等の機能があるもの等は不可)
- ⑥ ティッシュ(袋又は箱から中身だけ取り出したもの)

①から⑥以外の物品(携帯電話、コンパス等)を持ち込むことはできない。また、①から⑥の物品であっても、検査問題の解答上有利と考えられるものは持ち込むことはできない。各教科の検査開始後に、検査場内に上記の持込みができる物品以外の物品を持ち込んでいることが発覚した場合には、不正行為とみなす。不正行為を行った場合は、退室となり、その後の全ての検査の受検はできなくなる。また、それまでに受検した全ての検査の結果は一切無効となる。

イ その他の持参物

弁当(第1日のみ)、上履き・下履きを入れる袋

7 合格者の決定

(1) 特色枠による選抜

入学定員の5%において、一般学力検査、調査書、自己表現及び学校独自検査(面接)の配点の比重は、2:4:2:3とし、一般学力検査、調査書、自己表現及び学校独自検査(面接)の結果を総合的に判断して決定する。

(2) 一般枠による選抜

一般学力検査、調査書、自己表現及び学校独自検査(面接)の配点の比重は、6:2:2:1とし、一般学力検査、調査書、自己表現及び学校独自検査(面接)の結果を総合的に判断して決定する。

(3) 特色枠による選抜により合格者を決定した後、一般枠による選抜により合格者を決定する。

(4) 中学校過年度卒業の志願者の面接を実施した場合にあっては、その結果を加えて、総合的に判断して決定する。

(5) 自己申告書が提出されている場合は、これを選抜資料に加えて、総合的に判断して決定する。

8 帰国生徒及び外国人生徒等の特別入学に関する選抜

(1) 定員は、入学定員外で2人以内とする。

(2) 選抜は、「令和6年度呉市立呉高等学校入学者選抜の基本方針」及び「令和6年度広島県公立高等学校入学者選抜実施要項」に基づき行う。出願手続等の詳細は、本校に問い合わせること。

9 合格者の発表

(1) 合格者の発表は、令和6年3月8日(金)13時30分に本校内での掲示及び本校ホームページ(<https://www.city.kure.lg.jp/site/kurehighschool/>)への掲載により行う。本校ホームページへの掲載は、令和6年3月11日(月)正午までとする。電話による照会には応じない。

なお、受検者本人の選抜の結果については、インターネット出願システムにより確認することができる。確認することができる期間は、令和6年3月8日(金)13時30分から令和6年3月11日(月)正午までとする。

(2) 合格通知書及び請書・辞退届は、合格者本人に直接交付する。(受検票を持参すること。)

(3) 合格者は、令和6年3月11日(月)正午までに、請書又は辞退届を本校校長に提出しなければならない。

10 繰上げ合格の実施

合格者発表の後、入学辞退による欠員が生じた場合、繰り上げて合格者を決定する場合がある。なお、その場合には、令和6年3月11日(月)16時までに、出身中学校長を経由(中学校卒業後5年を超える者を除く。)して受検者本人に連絡する。

11 特別措置の申請等について

(1) 特別措置の申請

志願者で、点字検査用紙を必要とする者、機器等による検査問題の閲覧を必要とする者、英語の実音聴取による受検が困難な者、中学校在学中に英語を履修しなかった者、代筆による解答を必要とする者、拡大した学力検査用紙を必要とする者、漢字にルビを振り拡大した学力検査用紙を必要とする者、その他の特別措置を希望する者については、次により申請を行う。

なお、中学校卒業後5年を超える者については、出身中学校長を経由せずにいる。

ア 点字検査用紙を必要とする者については、入学者選抜に関する特別措置願(様式第4号)を令和5年12月1日(金)までに出身中学校長を経由して、呉市教育委員会に提出し許可を得る。

イ 機器等による検査問題の閲覧を必要とする者については、入学者選抜に関する特別措置願(様式第4号)、医師の診断書及び中学校における個別の教育支援計画等を令和5年1月2日(金)までに出身中学校長を経由して、呉市教育委員会に提出し許可を得る。

ウ 発達障害を理由に特別措置を希望する者については、入学者選抜に関する特別措置願(様式第4号)、医師の診断書及び中学校における個別の教育支援計画等を令和6年1月5日(金)までに出身中学校長を経由して、呉市教育委員会に提出し許可を得る。

エ アからウ以外の特別措置を希望する者については、入学者選抜に関する特別措置願(様式第4号)を5(2)ア(7)の期間内に、出身中学校長を経由して本校校長に提出する。

(2) 自己申告書の提出

志願者で、特別の事情のある者及び過年度卒業生は、自己申告書(様式第6号)を本人が記入し、提出することができる。

中学校卒業見込者及び卒業後5年以内の者については、封をした上で、出身中学校長に提出する。出身中学校長は、志願者から自己申告書が提出された場合、5(2)ウの期間内に、本校校長にこれを提出する。

なお、中学校卒業後5年を超える者については、5(2)ウの期間内に、本校校長に直接持参により提出する。

12 県外等からの出願

県外等からの出願については、「令和6年度広島県公立高等学校入学者選抜実施要項」に示す必要な手続を行うこと。

13 やむを得ない事由による欠席者の取扱いについて

検査当日の特別措置によっても対応できず、やむを得ず一次選抜を欠席した者のうち、欠席した事由が次の表に該当し、本校校長が審査し正当と認められた場合に限り、追検査を受検することができる。

項目	事由
大規模災害による罹災等	○検査当日の風水震火災その他の非常災害による交通遮断等。
疾病	○学校保健安全法施行規則第18条において学校において予防すべき感染症に指定されている疾病等。

※ 新型コロナウイルス感染症についても、表の「疾病」に該当する。

(1) 手続

「令和6年度広島県公立高等学校入学者選抜実施要項」に示す必要な手続を令和6年3月1日（金）正午までに行うこと。

(2) 選抜

ア 検査方法

自己表現、面接、小論文

イ 実施期日及び時間割等

3月5日（火）		
時限	時刻	検査等
	9:00～9:20	集合・注意
第1時限	9:30～9:45	自己表現カードの記入
第2時限	10:00～10:50	小論文
第3時限	11:10～	自己表現及び面接

ウ 実施場所

本校

エ 携行品

- ① 追検査受検承認（不承認）通知書
- ② 一次選抜における携行品

オ 合格者の決定

調査書及び検査等の結果によって総合的に判断して決定する。なお、自己申告書が提出されている場合は、これを選抜資料に加えて、総合的に判断して決定する。合格者は一次選抜の定員に含めて決定する。

14 新型コロナウイルス感染症、インフルエンザ等に関する感染予防の留意点

(1) 入学者選抜当日まで、新型コロナウイルス感染症、インフルエンザ等への感染予防（手洗い、咳エチケット等）に気を配り、体調管理に努めること。

(2) 入学者選抜当日は、マスクの着用は受検者の任意とする。（検査中の着用について特別措置の申請等は要しない。）

(3) 入学者選抜当日は、検査場の換気のため窓を開ける時間帯があるため、室温の変化に対応できるように、体温調節をしやすい服装等の工夫をすること。

15 一次選抜の結果に係る開示（情報提供）について

(1) 提供する内容

ア 一般学力検査における各教科の得点及び合計

イ 自己表現の総得点

ウ 調査書における必修教科の各教科・各学年の評定、計及び合計

(2) 対象者

一次選抜の受検者のうち不合格者（本人及びその法定代理人）

(3) 本人等であることの確認

令和6年度広島県公立高等学校入学者選抜実施要項104ページに示す書類の提示により確認する。なお、受検票は本人を確認する書類の一つとなるので、受検終了後も大切に保管しておくこと。

(4) 提供期間

令和6年3月19日（火）から4月18日（木）までとする。（ただし、日曜日、土曜日、国民の祝日にに関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び学校が定める振替休日等を除く。）受付時間は原則として9時から16時までとする。（ただし12時40分から13時25分までを除く。）

(5) 受付場所

本校（受付窓口は事務室）

16 二次選抜の実施

二次選抜の実施の有無及び実施する場合はその定員の公表を、令和6年3月12日（火）10時に本校正門掲示板への掲示及び本校ホームページ(<https://www.city.kure.lg.jp/site/kurehighschool/>)への掲載により行う。

17 その他

(1) この要項に記載した以外のことについては、全て「令和6年度呉市立呉高等学校入学者選抜の基本方針」及び「令和6年度広島県公立高等学校入学者選抜実施要項」に基づいて行う。

(2) 志願について虚偽の事実（学歴・通学区域・調査書等）があることが確認されたときは、入学許可後であっても、入学を取り消すことがある。

(3) 選抜の結果、合格者とならなかった者が、二次選抜を受検する場合は、改めて所定の手続をしなければならない。

令和6年度呉市立呉高等学校（全日制課程）入学者選抜二次選抜実施要項

〒737-0003 呉市阿賀中央五丁目13-56
電話(0823)72-5577 FAX(0823)74-3501
<https://www.city.kure.lg.jp/site/kurehighschool/>

1 選抜の趣旨

入学者の選抜は、「令和6年度呉市立呉高等学校入学者選抜の基本方針」及び「令和6年度広島県公立高等学校入学者選抜実施要項」に基づき、本校全日制課程における教育を受けるに足る能力・適性等を判定して行う。

2 課程、学科、定員及び通学区域

課程	学科	定員	通学区域
全日制	総合学科	入学定員160人から一次選抜の合格者（入学を辞退した者を除く。）の数を除いた人数	広島県一円

3 教育目標、育てたい生徒像、入学者受入方針及び教育課程

(1) 教育目標

地域課題の解決に貢献しようとする意識と、持続可能な社会の担い手として新たな価値を生み出す、心豊かでたくましい人材を育成します。

(2) 育てたい生徒像

当たり前のことを（挨拶・服装整齊・時間厳守・清掃等）を高いレベルで実現できる生徒

自分が定めた目標の実現に向けて不断の努力ができる生徒

「自立」と「自尊」の精神を備え、高い貢献の意識を有する生徒

(3) 入学者受入方針

「高き夢をいだけ そして 君が夢みた君になれ」という本校のスローガンと共に、学業はもとより、部活動や課外活動にも積極的に取り組むことのできる、バランスのとれた基礎学力を有する生徒を、呉市内外から受け入れます。

(4) 教育課程（教育課程の編成及び実施に関する方針、教育課程表）

大学・就職等への進路選択に必要な教科・科目を効率的に学習することができる。

興味・関心のある分野の教科・科目を重点的に学習することができる。

普通科の教科・科目と専門科目を進路目標に従って自由に選択して学習することができる。

<令和6年度入学者教育課程表>（予定）

1年次	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32
	現代の国語	音楽文化	歴史社会	数学I	数学A	化学基礎	体育	保健	英語I	英語コミュニケーション	英語・武道I	家庭基礎	情報I	多文化と人間																		
2年次	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32
	論理国語	地理社会	公民	体育	保健	英語コミュニケーションII																										
3年次	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32
	論理国語	体育																														

※ 教育課程は変更になる場合があります。

4 出願資格

一次選抜、帰国生徒及び外国人生徒等の特別入学に関する選抜又は連携型中高一貫教育に関する選抜に出願した者で、次の(1)及び(2)の両方の条件を満たす者が出願できる。なお、(2)の入学手続とは、入学手続金等（第一段階の納入金）を納入することである。

(1) いずれの公立高等学校にも合格していない者

(2) いずれの国・私立高等学校（高等専門学校を含む。以下同じ。）にも入学手続をしていない者

5 出願

(1) 方式

志願者は、広島市立広島みらい創生高等学校を除く他の公立高等学校を併願することができない。また、特別支援学校高等部入学者選抜二次募集との併願もできない。

(2) 期間

次の期間内に出願登録及び調査書等の提出を行う。

令和6年3月13日（水）から3月15日（金）正午まで

出身中学校長が調査書等を郵便により提出する場合には、簡易書留郵便により、3月14日（木）までに必着するよう提出すること。

(3) 手続

手続は、インターネット出願システムにより行う。詳細については、「インターネット出願の手引」を参照すること。

ア 出願登録

(1) 志願者

a 必要事項の入力

志願者は、(2)の期間内に、インターネット出願システムで必要事項を入力し、出身中学校長の確認登録を受ける。ただし、中学校卒業後5年を超える者については、出身中学校長の確認登録を受けない。その場合においては、(2)の期間内に、インターネット出願システムで必要事項を入力し、卒業証明書を本校校長に直接持参により提出すること。

b 入学者選抜料の納付

志願者は、3月15日（金）正午までに、入学者選抜料（2,200円）を納付する。

イ 出身中学校長

a 確認登録等

出身中学校長は、(2)の期間内に、インターネット出願システムで確認登録を行う。なお、確認登録に当たっては、志願者が二次選抜の出願資格を有していること及び志願者の入力事項等に誤りがないことを確認すること。

また、出身中学校長は、いずれかの国・私立高等学校に合格している者が二次選抜に出願する場合、二次選抜（全日制の課程）出願資格に係る証明書（様式第12号）により当該国・私立高等学校長に入学手続状況に関する証明を受け、二次選抜の出願資格を有している

ことを確認した上で、(2)の期間内に、本校校長にこれを持参又は簡易書留郵便により提出する。

b 入学者選抜料の納付の確認

出身中学校長は、3月15日(金)正午までに、志願者が入学者選抜料(2,200円)を納付していることをインターネット出願システムで確認する。

イ 調査書等提出

出身中学校長は、次の①及び②の調査書等を作成し、(2)の期間内に、本校校長に持参又は簡易書留郵便により提出する。ただし、令和5年3月以前の卒業者については、②の書類は提出しなくてよい。

① 施行規則第78条の規定による志願者の調査書(様式第2号)

② 評定(成績評点)集計表(様式第3号)

ウ 受検票の作成及び印刷

(7) 受検票の作成

確認登録及び調査書等の受理を行った本校校長は、インターネット出願システムで承認登録を行う。本校校長は、承認登録をした後、令和6年3月15日(金)15時までに受検番号の採番を行う。なお、入学者選抜料を納付しない場合は、志願を取り消したものとみなす。

(8) 受検票の印刷

志願者は、本校の受検番号の採番以降に、受検票をダウンロードし、印刷する。

6 選 抜

(1) 自己表現

ア 自己表現は、志願者全員に対して行う。

イ 自己表現は、検査官1人当たり15点満点とする。

本校の自己表現の配点は、45点とする。

(2) 学校独自検査(小論文及び面接)

ア 小論文及び面接は、志願者全員に対して行う。

イ 小論文の配点は、50点とする。面接の配点は、45点とする。

ウ 面接の評価項目は次のとおりとする。

志望理由等、規範意識・社会性

(3) 中学校過年度卒業の志願者の面接

中学校過年度卒業の志願者について、面接を実施する。

(4) 実施期日及び時間割等

3月18日(月)		
時 瞳	時 刻	検 査 等
	9:00~ 9:20	集合・注意
第1時限	9:30~ 9:45	自己表現カードの記入
第2時限	10:00~10:50	小論文
第3時限	11:10~	自己表現及び面接

※ 集合は検査場とする。

※ 学校独自検査の面接(5分)は、自己表現(10分)が終了した後、続けて実施する。また、中学校過年度卒業の志願者の面接は、自己表現(10分)が終了した後、続けて学校独自検査の面接と合わせて10分で実施する。

(5) 実施場所

本校

(6) 携行品

ア 自己表現カードの記入及び学校独自検査(小論文)時の検査場内への携行品

受検票のほかに、検査場内の各自の席に持込みができるものは、次の①から⑥の物品のみとする。

- | |
|---------------------------------------|
| ① 鉛筆、シャープペンシル |
| ② 鉛筆削り |
| ③ 消しゴム |
| ④ 定規(分度器のついたものや三角定規は不可) |
| ⑤ 時計(スマートウォッチ等の辞書や計算や端末等の機能があるもの等は不可) |
| ⑥ ティッシュ(袋又は箱から中身だけ取り出したもの) |

①から⑥以外の物品(携帯電話、コンパス等)を持ち込むことはできない。また、①から⑥の物品であっても、検査問題の解答上有利と考えられるものは持ち込むことはできない。学校独自検査(小論文)の検査開始後に、検査場内に上記の持込みができる物品以外の物品を持ち込んでいることが発覚した場合には、不正行為とみなす。不正行為を行った場合は、退室となり、その後の全ての検査の受検はできなくなる。また、それまでに受検した全ての検査の結果は一切無効となる。

イ その他の持参物

上履き・下履きを入れる袋、自己表現で使用する物品がある場合はその物品

7 合格者の決定

(1) 調査書、自己表現及び学校独自検査(小論文及び面接)の配点の比重は、6:2:2とし、調査書、自己表現及び学校独自検査(小論文及び面接)の結果を総合的に判断して決定する。

(2) 中学校過年度卒業の志願者の面接を実施した場合にあっては、その結果を加えて、総合的に判断して決定する。

(3) 自己申告書が提出されている場合は、これを選抜資料に加えて、総合的に判断して決定する。

8 合格者の発表

(1) 合格者の発表は、令和6年3月19日(火)9時に本校正門掲示板への掲示により行う。電話による照会には応じない。

なお、受検者本人の選抜の結果については、インターネット出願システムにより確認することができる。確認することができる期間は、令和6年3月19日(火)9時から令和6年3月19日(火)正午までとする。

(2) 合格通知書及び請書・辞退届は、合格者本人に直接交付する。(受検票を持参すること。)

(3) 合格者は、令和6年3月19日(火)正午までに、請書又は辞退届を本校校長に提出しなければならない。

9 特別措置の申請等について

(1) 特別措置の申請

志願者で、受検に当たって特別措置を希望する者については、入学者選抜に関する特別措置願（様式第4号）を5(2)の期間内に、出身中学校長を経由して、本校校長に提出する。なお、中学校卒業後5年を超える者については、5(2)の期間内に、本校校長に直接持参により提出する。

(2) 自己申告書の提出

志願者で、特別の事情のある者及び過年度卒業生は、自己申告書（様式第6号）を本人が記入し、提出することができる。

中学校卒業見込者及び卒業後5年以内の者については、封をした上で、出身中学校長に提出する。出身中学校長は、志願者から自己申告書が提出された場合、5(2)の期間内に、本校校長にこれを提出する。

なお、中学校卒業後5年を超える者については、5(2)の期間内に、本校校長に直接持参により提出する。

10 県外等からの出願

県外等からの出願については、「令和6年度広島県公立高等学校入学者選抜実施要項」に示す必要な手続を行うこと。

11 新型コロナウイルス感染症、インフルエンザ等に関する感染予防の留意点

(1) 入学者選抜当日まで、新型コロナウイルス感染症、インフルエンザ等への感染予防（手洗い、咳エチケット等）に気を配り、体調管理に努めること。

(2) 入学者選抜当日は、マスクの着用は受検者の任意とする。（検査中の着用について特別措置の申請等は要しない。）

(3) 入学者選抜当日は、検査場の換気のため窓を開ける時間帯があるため、室温の変化に対応できるように、体温調節をしやすい服装等の工夫をすること。

12 その他

(1) この要項に記載した以外のことについては、全て「令和6年度吳市立吳高等学校入学者選抜の基本方針」及び「令和6年度広島県公立高等学校入学者選抜実施要項」に基づいて行う。

(2) 志願について虚偽の事実（学歴・通学区域・調査書等）があることが確認されたときは、入学許可後であっても、入学を取り消すことがある。

令和6年度広島県公立高等学校入学者選抜日程（概要）

月	日	曜日	選抜日程
1 月	4	木	県外等からの出願許可願受付（12月13日～）
	5	金	
	6	土	
	7	日	
	8	月	
	9	火	▼（正午）
	10	水	
	11	木	
	12	金	
	13	土	
	14	日	
	15	月	
	16	火	
	17	水	
	18	木	
	19	金	
	20	土	
	21	日	
	22	月	
	23	火	
	24	水	一次選抜等・連携型選抜出願登録（志願者登録・中学校確認登録）
	25	木	
	26	金	
	27	土	
	28	日	
	29	月	
	30	火	
	31	水	
2 月	1	木	
	2	金	
	3	土	
	4	日	
	5	月	▼（16時）
	6	火	一次選抜等・連携型選抜出願登録（高等学校確認登録）
	7	水	
	8	木	
	9	金	▼（正午）
	10	土	
	11	日	
	12	月	
	13	火	
	14	水	一次選抜等志願変更 一次選抜等・連携型選抜調査書等提出
	15	木	
	16	金	
	17	土	
	18	日	
	19	月	
	20	火	▼（正午）
	21	水	▼（正午）

月	日	曜日	選抜日程
	22	木	通信制の課程出願登録等開始（～3月22日正午）
2	23	金	
	24	土	
	25	日	
月	26	月	
	27	火	一次選抜等（学力検査等）
	28	水	一次選抜等（自己表現等）、連携型選抜
	29	木	一次選抜等（予備日）、連携型選抜（予備日）
	1	金	
	2	土	
	3	日	
	4	月	
	5	火	一次選抜等・連携型選抜追検査
	6	水	
月	7	木	
	8	金	一次選抜等・連携型選抜合格者発表
	9	土	
	10	日	
	11	月	
	12	火	二次選抜実施校・定員公表
	13	水	二次選抜出願登録・調査書等提出
	14	木	
	15	金	▼（正午）
	16	土	
	17	日	
	18	月	二次選抜
	19	火	二次選抜合格者発表、一次選抜簡易開示開始（～4月18日）
	20	水	
	21	木	
	22	金	通信制の課程出願登録等締切（正午）
	23	土	
	24	日	
	25	月	
	26	火	
	27	水	
	28	木	
	29	金	
	30	土	
	31	日	

- 通信制の課程
自己表現等の実施日：高等学校長が別に定める。
合格者発表：3月末日までに行う。
- フレキシブル課程（定時制・通信制）
二次選抜：3月22日（金）
二次選抜合格者発表：3月25日（月）

(注) 1 「一次選抜等」とは、一次選抜、帰国生徒及び外国人生徒等の特別入学に関する選抜、「連携型選抜」とは連携型中高一貫教育に関する選抜のことである。

2 日曜日、土曜日及び国民の祝日は、原則として高等学校等窓口での受付事務等を行わない。

報告第36号

専決処分について

地方自治法第180条第1項の規定により、損害賠償の額の決定について、令和5年11月15日次のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

1 賠償の理由

物損事故による車両損傷

2 賠償金額

26,950円（全国市長会学校災害賠償補償保険適用）

3 賠償の相手方

吳市在住の個人

4 損害の状況

令和5年10月20日午前11時30分頃、吳市立広小学校（吳市広杭本町3番1号）敷地内において、吳市立阿賀小学校の学校業務員が、脚立を使って作業をした後、折り畳んだ脚立を横向きにして両手で持つて運んでいた際に、グレーティングの上でよろけた拍子に、持っていた脚立が、同校敷地内に駐車していた相手方所有の軽乗用車の後方右側方向指示器ランプカバーに接触し、これに損傷を与えたものである。

請願書について

1 請願者

教科書ネット吳

2023年 11月 9日

呉市教育委員会

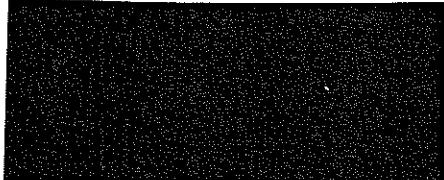
教育長 寺本 有伸 様

子どものための最良な教科書を採択するための改善を求める請願

教科書ネット呉

共同代表 岩崎智寧 花岡美紀

連絡先 大島浩司



はじめに

16年2月に、前年の中学校社会科歴史及び公民的分野の教科書採択の総合所見に1054か所の「誤記等」問題が発覚し、当時の馳文科大臣が国会において次のように答弁する事態となりました。「保護者や地域住民等に教科書採択に不信感を抱かせたのであれば、採択権者として呉市教育委員会においては説明責任を果たしていくだけと共に、今後同じような誤りが起こることがないように再発防止に向けて調査・研究の方法、体制等について見直していただくことが重要であると考えております。しっかりととした対応が行われることを期待したい」と(2016年3月9日衆院文部科学委員会)。

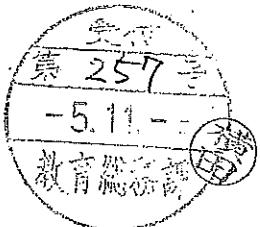
これ以降、貴教育委員会は「透明性と公正性の確保」を柱に教科書採択の方法、体制の改善に鋭意ご努力されていると拝察するものであります。

さて、私たちは本年8月24日の24年度使用の教科用図書採択のための臨時教育委員会会議を傍聴しました。さらに、その後、公開された採択資料を検討した結果、いくつかの改善点を考えるに至りました。そういう次第で、ここにさらなる改善のために請願いたします。

請願内容 (1~6まであります)

請願項目1 調査・研究の日程をゆとりあるものにすること

請願理由 公開された資料によると、調査・研究部会は3回開かれています。以下の通り。



	月日	内容
第1回	7月7日	調査・研究委員の任務、観点を説明。役割分担を行った。
第2回	7月18日	11日後、調査・研究した内容を報告。加筆・修正する作業を行った。
第3回	7月27日	9日後、視点ごとに主担当と副担当が誤字・脱字をチェックして終了。

役割分担して11日後に報告、しかも校務が忙しい時期に。これでは「綿密な調査・研究」を行うことはできないばかりか、「働き方改革」の点からも問題は大きいと考えます。

ゆとりがある時期に、時間をかけて調査・研究すべきと考えます。

なお、「採択に関する規程」の第3条 (1) には「教育長は、選定委員会に、採択日程及び教科用図書選定の注意事項等を示す。」とあります。「採択日程」は教育長の権限でありますから、次の採択から調査・研究の日程をゆとりあるものにすることはできます。

請願項目2 現場教師の知見を発揮した「綿密で専門的な調査・研究」を行うこと

請願理由 「ゆとり」がないなか、調査・研究が「機械的な」作業になっています。小学校社会科では、「広島県を題材にした内容」の「数調べ」に終わり、それが「興味・関心を高める」ものかどうかの質的な検討がなされていません。これでは「綿密な調査・研究」、「専門的な調査・研究」にはなり得ません。今以上に現場教師の知見を発揮した質的な検討を行るべきと考えます。

さらに、「綿密で、専門的な調査・研究」のあり様について別項1で示します。

請願項目3 選定委員会は公平性・透明性を担保して、誤記等がない調査・研究報告書に基づく総合所見を作成すること

請願理由 選定委員は「調査・研究委員に教科用図書を調査・研究する観点等を示す」(基本方針)。そして、その「報告書」を基に「総合所見を作成し、教育長に提出する」(基本方針)ことになっています。今回、小学英語の「総合所見」において、東書以外の「調査・研究報告書」の内容がカットされていました。具体的に言えば、東書だけ「2次元コード」があるかのような記載をして、他社については空白にしていました。これは明らかに不公平です。あえて言えば、東書を有利にしようとしたと誤解されても仕方がないと言えます。第1回の選定委員会会議でも学識経験者である吉長氏は「公平性・透明性を担保して、誤記等がないように」と留意点を述べています。こういうことが繰り返されないように厳重に注意していただきたいと考えます。

従って、選定委員会は公平性・透明性を担保して、誤記等がない調査・研究報告書に基づく総合所見を作成するようにすべきと考えます。

具体的には別項2で示します。

請願項目4 教科用図書の法定展示を改善すること

請願理由 公開された資料の中に「令和6年度使用教科用図書(略)の採択手続きについて」(学校教育課)がありました。そこに、教科用図書の法定展示の「期間、日時、場所」が明記されていました。しかし、それが市民に知らされたのは法定展示の1週間前です。「採択手続き」をいつ決めたのですか。決めてから間を置かず市民に知らせてほしい。以下、具体的に以下3点のことを実現していただきたいと考えます。

- (1) 法定展示の案内は5月中に行っていただきたい。
- (2) 呉市教委のHPだけでなく「呉市政だより」において案内してほしい。
- (3) 法定展示の会場を呉市役所地域だけでなく、広地域や島しょ部地域でも会場を設けてほしい。

請願項目5 QRコードに偏重した教科書採択はやめること

請願理由 今回、QRコードが話題となりましたが、そもそもQRコードは付属品であり、教科書検定の対象でもありません。安易にQRコードやインターネット情報に依存してしまう教科書の在り方は問題です。また、授業は教員が子どもと創り出すものです。理科の実験もインターネットを見てすましたことにすることに懸念を感じます。まして、「学校を休んでも、家で動画を見て振り返ができる二次元コードはとても大事」(「選定委員会会議録」P15の保護者代表の発言)という考え方も問題です。見た限りそういう二次元コードはありません。

請願項目6 保護者代表及び学識経験者に「多様な意見」を求めるこ

請願理由 「基本方針」には、「呉市の特色を生かすとともに多様な意見が反映されるよう、呉市立学校に在籍する児童生徒の保護者及び学識経験者に会議への出席を求め、その意見を聞くものとする」とあります。しかし、「選定委員会会議録」を見る限り、選定委員会を追認する意見がほとんどで学校教育を外から見た「多様な意見」は見いだせません。どうしてこうなるのか、検討してほしいと考えます。

具体的には別項3で示します。

請願項目7 採択資料を遅滞なく公表すること

請願理由 8月24日の採択会議の会議録の公表が10月27日でした。会議から2か月以上経てのことです。これは「遅滞なく公表」とこれまで言われたいきたことに反するのではないかでしょうか。次回、改善してください。

別項1

1 教科書調査の観点は広島県教育委員会のものと同じで5つあります。そのうちの観点2が「主体的に学習に取り組む工夫」で、小学社会のその観点と方法は次の通りです。

観点2	視点	方法
主体的に学習に取り組む工夫	③興味・関心を高めるための工夫	呉市や広島県に関する記述

視点③「興味・関心を高めるための工夫」があるかないか等を、「呉市や広島県に関する記述」で調査・研究するという「方法」ですが、それは「数調べ」だけになっていて、「興味・関心」にどうつながるかが検討されていません。以下、その例をいくつか示します。

例1、東書社会5学年<下>P28~29の「ソースをつくる工場」

「ソースをつくる工場で働く白石さんの話」で「広島県」が明記。「小学校で出前授業」で「広島市」が明記など、この見開き2ページで5点が「広島県を題材にした内容」としてカウントされています。どのように「興味・関心を高める」のかは示されていません。

例2、東書社会学6年<政治・国際編>P22~23の「平和学習の街ヒロシマ」

「青空教室」で「広島」が明記。「平和への誓い令和3年(2021年)8月6日」で「広島」が明記など9点。これらが「広島県を題材とした内容」としてカウントされています。

例3、東書社会6学年<歴史編>P100~101の「日本遺産の鞆」

「鞆」で「広島県福山市」が明記など、これら7点が「広島県を題材にした内容」でカウントされています。ちなみにこの3つの例は全て「ひろげる」ページ。いわゆる本文の内容を深める特設ページで、授業で用いられないこともあるページです。

「興味・関心を高める」とは…

子どもが「興味・関心」を持つことはさまざま。キャラクターの絵に関心を持つ子どももいれば、図や写真に「興味・関心」を持つ子もいるだろうし、「広島県」や「呉市」に興味を持つ子どももいるでしょう。しかし、大事なのは、そこからどう「興味・関心」を広げ、学習を展開していくことです。

原爆投下後の写真を比べて

例をあげると、原爆が投下された後の広島の写真は東書、教出、日文の3社とも載せている。

東書	原爆ドームと焼け野原の写真
教出	原爆ドームと焼け野原の写真
日文	原爆ドームと相生橋近くの平らな屋根が凹んで水たまりになったビルを写した写真

※（実際の写真を載せましたので、ぜひご覧になってください）

日文の写真を見て教員はここでピンときます。「屋根が凹んだビル」に着目させて子どもたちに問います。「どうして、このビルの屋根は凹んだのでしょうか？」。すると子どものあれこれ考えたことを発言します。これが授業で重要な「つかみ」です。つまり、子どもたちが「どうして？」と考えはじめるのです。

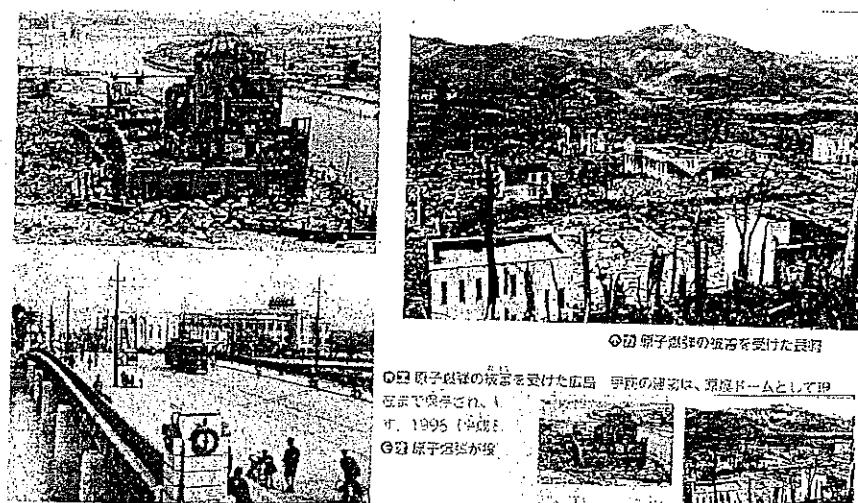
そして、子どもたちは気づきます。爆風が真上からきたことを。そして、コンクリートの屋根を凹ませた破壊力に驚きます。

大事なことは、「興味・関心」は、それがどう授業を展開させていけるかということです。そして、「興味・関心」は発問によって広がるということです。だから、「興味・関心を高める」内容かどうかは、発問しやすい教材かどうかがということなのです。

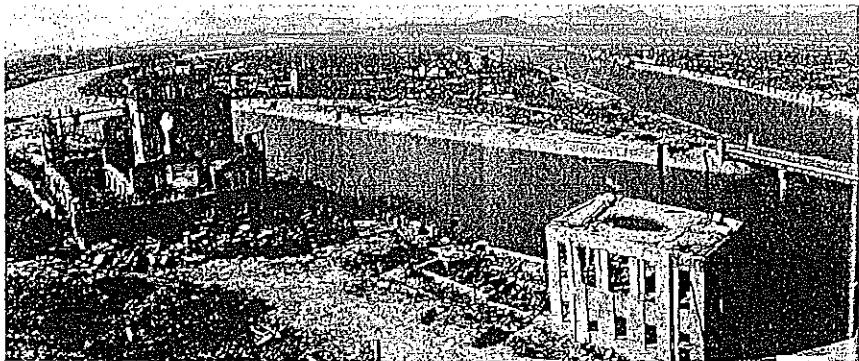
子どもと授業を創っていく教員は、「興味・関心」とは水面に石を投げ込んで波紋が広がるように、教室のなかに「なぜだろう」「どうしてだろう」という問い合わせが広がるものであり、その「投げ込む石」のような発問の大切さを知っています。



東書



教育出版



日文

原爆が落とされた直後の広島のようす。1945年8月6日の午前8時15分、広島市を中心部に原子爆弾が落とされました。当時の左はしに見えるのが、原爆ドーム（遺跡）です。

「つかみ」に続く知的活動の発展

獲得した知識への驚きはさらに、その近くの原爆ドーム（産業奨励館）はどうだったのだろうという方向に子どもの「興味・関心」は発展していきます。

結論を先に言えば、ドームは青銅製だったので、まず熱線がその青銅製の屋根を溶かし（蒸発させ）ました。その後、真上から来た爆風が激しい勢いで通り抜け、周囲の小さい窓から抜け、そのとき建物を破壊しました。だから、原爆ドームは中心部が残り、外郭が吹き飛んだ形になっているのです。

こういう授業展開で子どもたちは「興味・関心」から出発して、みんなで考え合って、驚きや感動をもつて知識を獲得していくことを体験することができるのです。そのために「つかみ」となる教科書の内容の検討が重要なのです。

現場の教員が教科書の調査・研究を行う意義

そういう知的な「興味・関心」の引き出し方は、子どもと向き合う現場の教員が日々研鑽しています。教育学者よりも、教科書作成者よりも現場の教員が精通しているといえるでしょう。だから、そういう教員が教科書を調査・研究することに大きな意義があるのです。そういう意義があるにもかかわらず、機械的な「数調べ」に終始することなど、あってはなりません。機械的な「数調べ」は往々にして「やっつけ仕事」になり、ずさんで意味のないものになります。

<参考>

8月4日の第2回選定委員会での社会の協議（会議録より）

・平岡校長

先ほどの説明の中で、広島県を題材にした内容の記載があるということは、児童の興味・関心を高めるうえで大切だとあった。その通りだと思う。ところで、呉市を取り扱っているものはあるのか。

・後東校長

東書第6学年の歴史編「日本の歴史」において、教科書33ページに倉橋にある復元された遣唐使船の写真が掲載されている。教出第5学年の「日本の工業生産を振り返ろう」において、教科書256ページに呉市の造船が地図に明記してある。日文第6学年の「空襲を受けたおもな都市とその被害」の資料において、地図に呉市が明記してある。

※「遣唐使船の写真」や「地図にある呉市の記名」に「興味・関心」を持ったとして、それがどう展開していくのでしょうか。簡単にいえばそれが「使えるかどうか」検討がなされていません。

別項2 調査・研究の結果が「総合所見」に反映されていない事例

1 小学英語の観点2「主体的に学習に取り組む工夫」、その視点と方法は次の通り。

観点2	視点	方法
主体的に学習に取り組む工夫	③興味・関心を高めるための工夫	単元の導入の工夫

- (1) 「調査・研究報告書」には【導入の工夫】として、どの会社も「〇見開きページを活用して・・・」と記述しています。そして、「〇二次元コードを活用し・・・」というのもどの会社にも記載されています。
- (2) しかし、「総合所見」には東書の2次元コードしか記載されてなく他社の教科書は空白です。これについて、8月24日の臨時教育委員会会議でY教育委員から「他の会社には2次元コードはないのか?」と質問され、これに対し英語の選定委員は「どの社にもあります」と答えました。(臨時教育委員会会議録) どうして「あるのに記載しない」のか、不明瞭な印象だけが残りました。
- (3) 佐々木委員は「総合所見一覧の説明の観点を読むと、二次元コードの活用があり、多様な活用が大いに期待できると思いますので、東書が良いかと思います。」と「総合所見」が決定的な印象を与えていました。
さらに、プロジェクトで東書の2次元コードを映し出した結果、吉中委員は「巻末ページがあったりとか、二次元コードのコンテンツが付いているとか、私は東書が良いと思いました。」と言い、東書に決定しました。(「8月24日臨時教育委員会会議録」P34)
かなり印象操作をしているのではないかでしょうか。
- (3) 非公式な場ではありますが、教育委員会の職員が「(選定委員に)聞いてみたら、東書の2次元コードは単元の終わりにあって児童がゴールイメージを持ちやすいと言っていました」と伝えに来たことがあります。
- (4) 「視点」と「方法」の関係は、「目的」と「手段」の関係かと思います。すなわち、「興味・関心を高めるための工夫」があるかどうかを「方法 単元の導入の工夫」で調べるというものだと考えます。その点で言うと。
- 「ゴールイメージを持ちやすい」ということは必ずしも「興味・関心を高める」ことに結びつきません。「ゴール」が高すぎて、「とてもそこまでたどり着かない」と思わせることもあります。
 - 8月24日の臨時教育委員会会議では「ゴールイメージを持ちやすい」とされる2次元コードを画面に映し出されました。傍聴人の元中学校英語教員は「あの会話は中学1年の2学期レベル」、とても難しいという感想を持ちました。
 - 小学英語については、塾に行っていること行けない子との格差が大きいといわれます。「ゴールイメージを持って興味・関心を高める」子とそうでない子とがいることが容易に想像されます。子どもの実態に即した検討が行われたのでしょうか。そういう疑問も湧いています。
- (5) いずれにしても、「総合所見」において、東書だけ「2次元コード」があるかのような記載をして、他社については空白にしたこと。そして、それを十全に説明しえなかつたことは「公平性・透明性の担保」という点から問題であると考えます。

別項3 「学識経験者及び保護者代表」の意見が、選定委員会を追認するものばかりで学校教育を外から見た「多様な意見」は見いだせていないことについて

第1回選定会議(6月26日)

◎全体を通して

・吉長教授

会の前段で高橋部長が言っていたが教科書選定ということで、選定委員の先生方は大変な労力を使われ

ると思う。その点において、公平性・透明性を担保して、誤記等のないように留意していただきたい。公平性・透明性のあとに競争性というものもあると思う。出版社を競争する、違いを発見することが調査・研究の一つの方法論だと思うが、先生方と主体である子どもたちが新しい価値観を生み出していく、共創性も大切である。呉市においては、充実した教育を進めているので、一層子どもたちと共創性を育んでいただきたい。

※「公平性・透明性の担保」「誤記等のないように」と注文。「共創性」について述べる。教科書採択においてどういう意味を持つのかは不明。

・藤脇保護者代表

初めて会に参加したが、このような形で教科書を選定していることに驚いている。子どもたちが楽しく分かちやすい教科書を選定していただきたい。二次元コードなどを使って、教科書とタブレットを活用し、子どもたちが有意義に学校生活を送れるようにして欲しい。各学年で学ぶ内容も違うが、共通した観点で選定して欲しい。各教科それぞれ学ぶ意義があると思っている。この会が充実したものとなるよう、しっかり話していきたい。

※

・脇原保護者代表

細かく設定された視点と観点から検討をよろしくお願ひする。特に小学校となると、年齢層が幅広いので、特に大変だと思うが、子どもたちに寄り添い、子どもたちも使いやすい教科書選定をお願いする。

※

第2回選定会議(8月4日)

◎全体を通して

・吉長教授

調査・研究委員の方々の調査・研究をもとに選定委員の先生方がまとめた総合所見についての報告を聞くことができた。専門的な知見で非常に客観的にまとめており、本当に感謝する。普段の忙しい業務に加えての丁寧な仕事に大変嬉しく思う。今日の選定委員の説明の中で、特徴があらわれている観点を取り上げて説明してもらったが、特に観点2、主体的に学習に取り組む工夫のところが多く説明されており、印象に残った。県が示したどの観点も大切だが、特に「主体的に学習に取り組む工夫」に特徴が表れているし、これから若い世代にとって、主体性というのは非常に必要なことだと感じた。

・藤脇保護者代表

たくさんの教材の中から一つ一つ確認して、各教材の良いところをピックアップしてわかりやすくまとめて書いてあって大変だったのではないかと思う。子どもが学校を休んでも、家で動画を見て振り返ができる二次元コードはとても大事だと感じた。

・脇原保護者代表

とてもわかりやすい内容がまとめられて比べやすかった。二次元コードに対応するなど、どの教科書も変わっているというのを実感した。大変な作業であったと思う、感謝する。

「最良の教科書」選定のために「多様な意見」を出しやすい組織運営を

「全体を通して」という枠の中だけの発言、選定の具体的な内容についての論議では絡んでいない。また、第1回の選定委員会では吉長氏からは「共創力」、保護者代表のお二人の方からは「子どもたちが有意義に学校生活を」(藤脇氏)、「子どもたちも使いやすい教科書を」(脇原氏)という要望を出されたが、それ以上の言及はありません。第2回の選定会議では、「丁寧な仕事に嬉しく思う」(吉長氏)、「感謝する」(吉長氏、脇原氏)という選定委員会を「追認」する言葉が目立ち、果たしてこれで「多様な意見」をしたと言えるのかと考えます。

「学識経験者及び保護者代表」とは、学校を外側から見る立場で、そういう視点からの「多様な意見」こそ望

まれているものだと考えます。今日、30万人にもなろうかとする不登校児童・生徒の増加問題。なにが子どもたちをして学校を忌諱させているのか、学校内部からはなかなか見えない問題を外部からの意見で気づかせてもらえるのではないかでしょうか。7人に1人は貧困状態に置かれているという現状も、そしてそれが教育のどう影響しているかということも学校外の意見によって気づかされるのではないでしょうか。SDGs といって持続可能な社会を築こうとしている学校外の人からの意見も大いに聞くべきではないでしょうか。そういうことが教科書に盛り込まれているかどうか、そういう「多様な意見」があつて未来に生きる子どもたちにとっての“最良の教科書”選定になるのではないかでしょうか。そういう「多様な意見」が保障される体制こそ検討されるべきではないでしょうか。何卒ご検討ください。

